

「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の概要

※ 平成30年7月9日 経済財政諮問会議提出(内閣府)

経済・財政面における主要な想定

○ 経済シナリオ

- ・ ①「成長実現ケース」: デフレ脱却・経済再生に向けた政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現(2020-27年度平均: 名目3.3%、実質1.9%)
- ・ ②「ベースラインケース」: 経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移(2020-27年度平均: 名目1.7%、実質1.2%)

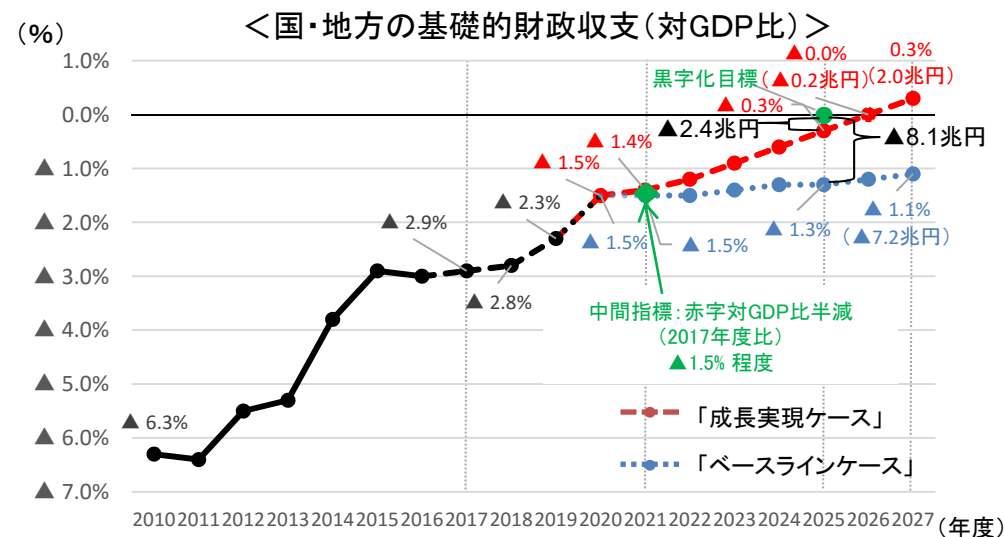
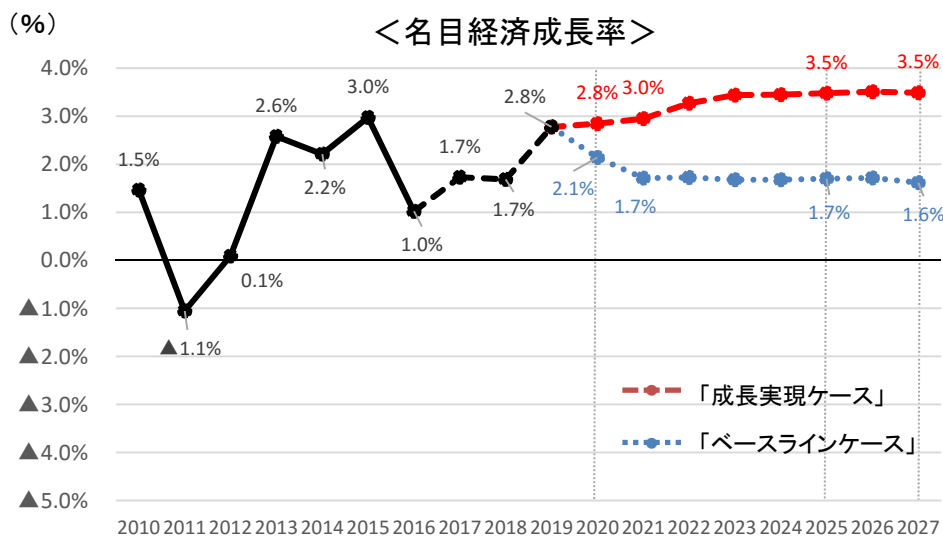
○ 財政前提

- ・ 2019(平成31)年度: 物価・賃金の動向や一定の歳出改革等を勘案し、結果として高齢化等を除く歳出の増加率が物価・賃金上昇率の半分程度と仮定して機械的に計算(注1)。
- ・ 2020(平成32)年度以降の歳出: 社会保障歳出は高齢化要因等で増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加することを想定。
- ・ 消費税率(国・地方)が2019年10月1日に10%へ引き上げられ、その増収分は教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と財政再建とに概ね半分ずつ充当(注2)。あわせて消費税の軽減税率制度の実施(注3)。

試算結果のポイント

○ 2018(平成30)年度の国・地方PB: ①▲15.7兆円(対GDP比▲2.8%)

○ 2025(平成37)年度の国・地方PB: ①▲2.4兆円(対GDP比▲0.3%) ②▲8.1兆円(対GDP比▲1.3%)



(注1) 内閣府年次試算に基づき、公的固定資本形成については、2019年度は、名目値で2018年度と同額であるとの仮定を置いている。

(注2) 「新しい経済政策パッケージ」。なお、「等」は従前より消費税率10%引上げ時に実施することとされていた年金生活者支援給付金などの社会保障充実策(1.1兆円)を、「財政再建」は後代への負担のつけ回しの軽減及び社会保障4経費に掛かる消費税率引上げに伴う支出の増とされている。

(注3) 消費税の軽減税率制度の実施に伴う減収に対応して、本試算では、総合合算制度の見送りにより確保する財源を織り込んでいる。なお、残りの所要額については、2018年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、確保することとしている。

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

3. 新経済・財政再生計画の策定

（2）財政健全化目標と実現に向けた取組

（財政健全化目標）

財政健全化目標の設定に当たっては、歳出面・歳入面でのこれまでの取組を緩めることなく、これまで以上に取組の幅を広げ、質を高める必要がある。中長期の経済財政に関する試算（以下「中長期試算」という。）で示された成長実現ケースの下、着実な収支改善を実現することにより、2024年度のPB黒字化が視野に入る。

しかしながら、今後、景気回復が鈍化する可能性や社会保障関係費の増大も想定される。必要な場合には、景気を腰折れさせないよう機動的に対応し、経済成長を確実に実現する対応を取る必要がある。また、団塊世代が75歳に入り始めるまでに、社会保障制度の基盤強化を進め、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要がある。

このため、財政健全化目標については、

- 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。
- 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

「骨太2018」（平成30年6月15日閣議決定）の「新経済・財政再生計画」のポイント①

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速、拡大

財政健全化目標

- 団塊世代が75歳に入り始めるまでに、社会保障制度の基盤強化を進め、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要。
- このため、財政健全化目標については、
 - 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(PB)黒字化を目指す。
 - 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」の設定(2019～2021年度)

- 2019年度～2021年度を「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行う。
- 社会保障制度の持続可能性確保が景気を下支えし、持続的な経済成長の実現を後押しする点にも留意する。

財政健全化目標と基盤強化期間内における毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み

① 社会保障関係費

- 再生計画(骨太2015)において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する^(注)。
- 消費税率引上げとあわせ行う増(これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び社会保障4経費に係る公経済負担)については、別途考慮する。
- 2022年度以降については、団塊世代が75歳に入り始め、社会保障関係費が急増することを踏まえ、こうした高齢化要因を反映するとともに、人口減少要因、経済・物価動向、社会保障を取り巻く状況等を総合的に勘案して検討する。

(注) 高齢化による増加分は人口構造の変化に伴う変動分及び年金スライド分からなることとされており、人口構造の変化に伴う変動分については当該年度における高齢者数の伸びの見込みを踏まえた増加分、年金スライド分については実績をそれぞれ反映することとする。これにより、これまで3年間と同様の歳出改革努力を継続する。

「骨太2018」（平成30年6月15日閣議決定）の「新経済・財政再生計画」のポイント②

財政健全化目標と基盤強化期間内における毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み(続き)

② 一般歳出のうち非社会保障関係費

- 経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続。

③ 地方の歳出水準

- 国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
- 真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する。

計画実現に向けた今後の取組

- 全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、期間内から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「骨太方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める。

(社会保障分野における基本的考え方)

- 基盤強化期間の重点課題は、高齢化・人口減少や医療の高度化を踏まえ、総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、基盤強化期間内から工程化、制度改革を含め実行に移していくこと。
- 経済・財政一体改革の進捗については、新計画の中間時点(2021年度)において評価を行い、2025年度PB黒字化実現に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映する。

※計画の中間指標(2021年度時点):PB赤字対GDP比 ▲1.5%、債務残高対GDP比 180%台前半、財政収支対GDP比 ▲3.0%

第1章 現下の日本経済

1. 日本経済の現状と課題、対応の方向性

（1）日本経済の現状と課題

②今後の課題

（中略）少子高齢化は、経済面で成長の制約要因であるとともに、財政面においては、若年人口の減少による医療費等の減少という側面がある一方で、社会保障の支え手の減少や、高齢者の医療・介護費による歳出増加圧力を通じて財政健全化の足かせとなる。特に若年層に強い社会保障に対する将来不安や、社会保険料の負担増、教育費用など子育て負担は、現役世代の消費意欲を抑制し、個人消費の回復が力強さを欠く要因にもなっている。全世代型社会保障を確立し、その持続性を確保する観点から、歳出改革の加速・拡大を図るとともに、2019年10月に予定されている消費税率の8%から10%への引上げを実施し、少子化対策や年金、医療、介護に対する安定的な財源を確保することが課題である。

財政健全化に向けては、これまでの目標である2020年度のPB黒字化の達成が困難となったが、PB黒字化を目指すという目標を堅持し、この「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、その達成時期を明示するとともに、裏付けとなる新たな計画を提示し、これを実行に移していくことが必要である。

（2）対応の方向性

②消費税率引上げと需要変動の平準化

今後の財政健全化の道筋を展望すれば、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するとともに、現役世代の不安等に対応し、個人消費の拡大を通じて経済活性化につなげるためには、2019年10月1日に予定されている消費税率の8%から10%への引上げを実現する必要がある。

前回の2014年4月の消費税率引上げの際には、消費税率引上げに伴い物価上昇率が大きく高まり、耐久財を中心に個人消費が税率引上げ直前の2014年1－3月期に前期比2%増加した後、引上げ直後の同年4－6月期には4.7%減少するなど駆け込み需要と反動減といった大きな需要変動が生じ、景気の回復力が弱まることとなった。加えて、企業においては、税率引上げ前後で設備稼働率が大きく変動するなど資源の利用に非効率性が生じた。

これに対し、ドイツや英国といった欧州諸国においては、付加価値税率の引上げ前後の景気変動が小さく抑えられている。前回の消費税率引上げ時の経験や欧州の事例にも学びつつ、2019年10月1日における消費税率の引上げに向けては、消費税率引上げによる駆け込み需要・反動減といった経済の振れをコントロールし、需要変動の平準化、ひいては景気変動の安定化に万全を期す。

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

2. 2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化

2019年10月1日の消費税率10%への引上げに当たっては、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等の拡充や低所得者への配慮とともに、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要・反動減といった経済変動を可能な限り抑制することが経済全体にとって有益であることから、以下の取組を進めるとともに、消費税率引上げの必要性やその影響を緩和する措置などについて、国民に分かりやすく広報を行う。

(1) 消費税率引上げ分の使い道の見直し

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、人づくり革命の安定財源を確保するために、2019年10月1日に予定している消費税率引上げ分の使い道の見直しを行った。具体的には、消費税率の2%の引上げによる5兆円強の税収のうち、従来は5分の1を社会保障の充実に使い、残り5分の4を財政再建に使うこととしていたが、これを変更し、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。このうち、介護人材の処遇改善について消費税率引上げ日の2019年10月1日に合わせて実施するとともに、幼児教育の無償化についてもこれを目指し、消費税率引上げによる経済的な悪影響を緩和することとする。

(2) 軽減税率制度の実施

2019年10月1日の消費税率10%への引上げに当たっては、低所得者に配慮する観点から、酒類及び外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞について軽減税率制度を実施することとしており、引き続き、制度の円滑な実施に向けた準備を進める。

(3) 駆け込み・反動減の平準化策

我が国においては、消費税は1989 年に導入されて以降、導入時及び税率引上げ時に、一律一斉に価格を引き上げる税制との認識が広く定着している。これに対し、1960 年代から1970 年代前半に付加価値税が導入され、税率引上げの経験を積み重ねてきている欧州諸国では、税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは、事業者がそれぞれ自由に判断している。このため、税率引上げの日一律一斉に税込価格の引上げが行われることはなく、税率引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減も発生していない。

消費税は消費に広く公平に負担を求める性格のものであることを踏まえた上で、2019年10 月1日の消費税率引上げにあたり、税率引上げの前後において、需要に応じて事業者のそれぞれの判断によって価格の設定が自由に行われることで、駆け込み需要・反動減が抑制されるよう、その方策について、具体的に検討する。

一方で、下請等の中小企業・小規模事業者に対する消費税の転嫁拒否等が行われないよう、転嫁拒否等に対する監視、取締りや、事業者等に対する指導、周知徹底等に努め、万全の転嫁対策を講じるとともに、商店街の活性化、中小企業・小規模事業者のIT・決済端末の導入やポイント制・キャッシュレス決済普及を促進する。

(4) 耐久消費財対策

2014年4月の消費税率引上げ時に耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月1日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

（5）税制改革、資産・債務の圧縮等

（基本的考え方）

デフレ脱却・経済再生を加速することにより、経済成長を実現し、税収増をより確実なものとする。また、公共サービスの産業化等を進め、経済活動に占める民間シェア向上による課税ベースの拡大等を通じた新たな税収増を生み出す。

急速な少子高齢化、働き方の変化など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。また、真に必要な財政需要の増加に対応するための歳入改革努力について、今後歳出改革を進める中で考慮する。

（税制改革）

個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生100年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討を進める。

企業に対し、これまで進めてきた成長志向の法人税改革の活用等により、賃上げや生産性向上への取組を促すとともに、租税特別措置について、毎年度、適用状況や政策効果を見極めながら必要な見直しを行う。

国際協調を通じた「B E P S プロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。あわせて、税務当局間の情報交換を一層推進する。

I C Tの更なる活用等を通じて、納税者が簡便・正確に申告等を行うことができるよう納税環境の利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務手続の電子化を一層推進する。グローバル化やI C T化が急速に進展する中で、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

平成30年度税制改正大綱（抄）

平成29年12月14日
自由民主党
公明党

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

1 個人所得課税の見直し

(2) 今後の見直しに向けた基本的方向性

（略）経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制のみならず、社会保障制度、労働政策等の面を含め、総合的な取組みを進める必要がある。

給与所得控除や公的年金等控除といった所得計算上の控除については、働き方の多様化の進展状況等も踏まえ、基礎控除への更なる振替を検討するとともに、今回の見直しの考え方やこれまでの税制改正大綱に示された方針を踏まえ、そのあり方について引き続き丁寧に検討する。また、経済社会のICT化等の動向や諸外国の制度も踏まえ、適正な記帳の確保に向けた方策を講じつつ、事業所得等の適正な申告、所得把握に向けた取組みを進める。

人的控除については、平成29年度税制改正及び今回の改正により、基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除について、逡減・消失型の所得控除方式が採用されることとなる。今後の制度のあり方については、給与所得控除等からの振替による影響を見極めるとともに、所得再分配機能をどの程度強化すべきかという点も踏まえながら、引き続き検討する。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

最近の税制改正について(主な改正事項) ~デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立~

	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度以降～ (2018年度)			
デフレ脱却・経済再生等	雇用・消費・所得の拡大等	●所得拡大促進税制の創設	●拡充	●拡充 ●住宅取得等資金贈与の非課税措置の延長・拡充	●延長	●重点化	●賃上げ及び投資の促進に係る税制へ改組		
		●教育資金贈与の非課税措置の創設		●拡充、延長					
		●NISAの創設	●拡充	●拡充、ジュニアNISAの創設		●拡充、積立NISAの創設	●拡充		
			●外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(26.10.1～)	●結婚・子育て資金贈与の非課税措置の創設 ●拡充	●拡充		●拡充		
		●研究開発税制の拡充	●拡充	●重点化	●縮減	●重点化、延長 ●廃止	●情報連携投資等の促進に係る税制の創設		
	民間投資の活性化等		●生産性向上設備投資促進税制の創設						
			●事業再編促進税制の創設						
		成長志向の法人税改革(26年6月「法人税の改革について」) ・課税ベースを拡大しつつ法人実効税率を引下げ ・目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現 (34.62%→27年度:32.11%→28年度:29.97%→30年度:29.74%)							
税制抜本改革等	社会保障・税一体改革	●所得税の最高税率の引上げ(40%⇒45%)(27年分～)	●消費税率の引上げ(5%⇒8%)(26.4.1～)				●消費税率の引上げ(8%⇒10%)(31.10.1～)		
		●相続税の基礎控除の引下げ・税率構造の見直し(27.1.1～)	●給与所得控除の見直し(28年分～)				●軽減税率制度の実施(31.10.1～)		
	グローバル化対応	税制抜本改革法 成立(24.8.10)	経済社会の構造変化を踏まえた構造的な見直し(27年11月「論点整理」・28年11月「中間報告」・29年11月「中間報告②」)				●配偶者控除等の見直し(30年分～)	●給与所得控除等から基礎控除への振替、各種控除の適正化(32年分～)	
			BEPSプロジェクトへの対応(28年11月「論点整理」)				●多国籍企業情報の報告制度等の整備	●外国子会社合算税制の見直し(30年度～)	●恒久的施設関連規定の見直し(31年～)

税制抜本改革法
成立(24.8.10)